



ほ場整備事業等と国道（知事管理に係るもの）及び県道の法尻構造について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：昭和59年10月18日

発道第202号
昭和59年10月18日

農村整備課長殿

道路課長

ほ場整備事業等と国道（知事管理に係るもの）及び県道の法尻構造について（通知）

ほ場整備事業等の実施に際し、ほ場整備区域と国道（知事管理にかかるもの）及び県道（以下「国県道等」という）の道路に隣接する場合の道路法尻の構造について、下記及び参考図のとおりとしたので、今後、実施にあたり関係機関の指導方よろしくお願いします。

記

- 1 国県道等の道路法面が土羽構造の場合は、法勾配1:1.5の基準線を設定し次の条件を守るものとする。
 - (1) 国県道等の道路法長が10m以上となる場合は、10mごとに小段（幅1.0m）を設置する。
 - (2) 基準線内に水路等を設置する必要がある場合には、法面崩落が生じないようにコンクリート構造物等を設置する。
- 2 国県道等の道路構造物に接して切土を行う場合は、地質等を十分調査の上実施する。
- 3 用地の境界が不明確とならないよう、用地杭の設置を行うものとする。
- 4 その他疑義の生じた事項については、その都度協議するものとする。

参考図面

